

木更津市例規システム構築等業務委託  
仕 様 書

令和6年2月16日  
木更津市総務部総務課

## 1 目的

例規集をデータベース化し、例規の検索を容易にするとともに、法制執務をサポートするシステムを導入することにより、庁内各課等においても容易に例規の改正案文を立案することを可能にすることにより、本市職員の法制執務能力の向上、業務の効率化を図るものである。

また、本市の例規集を公式ホームページで公表することにより、住民の市政への関心を高め、市民参加への機会を確保するものである。

上記目的を達成するため、木更津市例規システム構築等（以下「例規システム」という。）を導入し、例規システムの構築、維持管理等の業務委託に関する仕様を定めるものである。

## 2 仕様

### (1) 基本仕様

ア LGWAN-ASP 方式 及び IDC（インターネット・データ・センター）方式のいずれの方法であってもサービスを提供できる構成とする。

イ 庁内の LGWAN 接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

#### 【動作環境】

■O S : Windows 10 及び 11 以上 (64 ビット)

■ブラウザ : Microsoft Edge(Chromium 版)、Google Chrome

ウ データベースの構築は、木更津市例規集の電子データで契約締結日時点において本市が保有するものについて、例規検索システムへ登載すること。その際、条例、規則、要綱等の名称及び規程形式か否かを問わず、例規検索システムへ登載すること。

参考 : 木更津市例規集 (令和 5 年 1 1 月 3 0 日内容現在・現行例規約 1 3 0 0 本及び廃止例規約 4 6 0 本)

エ 年間の更新件数は約 3 8 0 本を目安とする。

### (2) システム仕様 (例規)

ア 例規検索

(ア) 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から例規を検索できる機能

(イ) 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規 (未施行を含む) を閲覧できる機能

(ウ) 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

(エ) リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能

(オ) 原議リンク機能

例規沿革情報から当該原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能

(カ) 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を **RTF** 形式でダウンロードできる機能

(キ) 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて **RTF** 形式でダウンロードできる機能

(ク) 様式出力機能

選択した様式を **RTF** 形式でダウンロードできる機能

(ケ) 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

(コ) その他例規データベースシステムを使用する上で有益な機能を有する場合には、当該機能

(3) 例規起案・審査

次の機能による例機の起案・立案機能を可能とすること。また、これらの起案・立案機能の詳細については、提案を行うこと。

ア 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能

イ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

ウ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能

エ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

オ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

カ 外部公開用データ

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できるデータ

(4) システム仕様 (法令・判例)

ア 法令検索システム

(ア) 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

(イ) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

- (ウ) 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
  - (エ) 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。
  - (オ) 更新は最低でも月に1回実施すること。
- イ 法令改廃情報提供システム
- (ア) 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。
  - (イ) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
  - (ウ) 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
  - (エ) 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
  - (オ) 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。
  - (カ) 本市の例規で整備が必要と思われる部分を抽出し、その部分が提供できること。
- ウ 判例検索システム
- (ア) 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
  - (イ) 判例集に記載された判事事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
  - (ウ) 判例本文から関連する法令を表示できること。
  - (エ) 更新は最低でも月に1回実施可能であること。
- (5) 法制執務支援サービス
- ア 法制執務相談
- 例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。
- イ 先行事例提供
- 新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。
- (6) システム操作のサポート
- ア システム導入後、職員に対し年1回以上の操作説明研修会を実施できること。
- イ 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。
- (7) データ更新
- ア 市が改正原稿を送付後、概ね30日以内にデータ更新を完了すること。
- イ 少なくとも、年間を通じて最低4回の更新ができること。
- ウ データ更新時に、市が提供する原議についても例規データベースシステムに登載すること。
- エ データ更新を行う毎に例規集データを登載したCD-ROMを作成し、本市に提供すること。なお、CD-ROMの作成枚数は、5枚とする。
- (8) 例規集 CD-ROM（ホームページ公開用データ）の作成
- 例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有した HTML データ CD-ROM をデー

タ更新の都度作成すること。

### **3. 保守等について**

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

### **4. 納入時期**

令和6年6月30日を目安に令和6年3月内容現在の初期セットアップを完了すること。また、令和6年9月30日までに、令和6年6月内容現在にて、本仕様書の条件を満たすシステムを構築したうえで稼働確認を行い、本稼働できる状態であること。

### **5. 見積対象の範囲及び条件**

「2.仕様」の内容を満たすための費用を見積対象とする。

### **6. 見積金額の算出方法**

「2.仕様 (1) ウ及びエ」で示した例規件数、年間更新件数を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。

以上